

統一的な基準による財務書類作成確認リスト(全体財務書類用)

(注)「作成要領」若しくは「作」:財務書類作成要領 「資産手引」若しくは「資」:資産評価及び固定資産台帳整備の手引き 「連結手引き」若しくは「連」:全体財務書類作成の手引き
 QA:Q&A集 研QA:「地方公会計の活用のあるり方に関する研究会」にて追加されたQ&A集 追QA:平成29年8月に公表された追加Q&A集

項目		マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
I、様式等の確認						
連結対象	1 一般会計等及び地方公営事業会計を全部連結の対象とし、全体財務書類を作成しているか。	連7項				
連結修正	1 下記の連結修正を行っているか。					
	①資産・負債等の修正(事務負担等を配慮して行わないことも許容される。)	連60項				
	ア有形固定資産等の評価 連結対象会計の保有するすべての有形固定資産等について、一般会計等の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に基づいた評価を行う。					
	イ売却可能資産の表示と評価 連結対象会計の保有する資産についても、一般会計等に準拠して売却可能資産の資産科目別の金額及びその範囲を注記する。評価額は一般会計等と同様に売却可能価額とする。なお、販売用不動産は棚卸資産に計上し、売却可能資産とは明確に区別する。					
	ウ投資及び出資金の評価 連結対象会計において償却原価や市場価格等による投資及び出資金の評価を行っていない場合は、一般会計等に準じた評価を行う。					
	エ徴収不能引当金の計上 連結対象会計において債権の回収可能性に基づく引当金処理が行われていない場合は、一般会計等に準拠して計上する。					
	オ退職手当引当金、賞与等引当金の計上 連結対象会計においてこれらの引当金が計上されていない場合は、一般会計等に準拠して計上する。					
	②出納整理期間中の現金の受払い等の調整 出納整理期間の定めがある会計と定めのない会計との間で取引があり、出納整理期間中に当年度に帰属する資金の授受がある場合には、当年度末に現金の受払い等が終了したものとして調整する。	連63項				
2 2年目以降に全体財務書類を作成する際、前年度に行った連結修正等を引き継ぐ「開始仕訳」を行っているか。	連74項					
合算・相殺消去	1 期首時点で既に連結対象の会計については、全体開始貸借対照表において出資額と純資産額の相殺消去を行っているか。(全体行政コスト計算書における処理は必要ない)	連40項				
	2 連結対象会計の当該地方公共団体以外の出資分については、全体貸借対照表に他団体出資等分として計上しているか。具体的には、連結対象会計の純資産に当該地方公共団体以外が行っている出資等の割合を乗じた額を「他団体出資等分」として計上し、その分を余剰分(不足分)から差し引いているか。	連41項、72項				
	3 下記の内部取引の相殺消去等を行っているか。なお、原則としてすべての内部取引を相殺消去する必要があるが、下記のアからエの相殺消去を優先し、その他は金額的に重要なものを除いて相殺消去を行わず、今後段階的にその範囲を広げることも許容される。	連80項、81項				
	ア投資と資本の相殺消去(残高の相殺消去) イ貸付金・借入金等の債権債務の相殺消去(残高の相殺消去) ウ補助金支出と補助金収入(取引高の相殺消去) エ会計間の繰入れ・繰出し(取引高の相殺消去) オ資産購入と売却の相殺消去(取引高の相殺消去) カ委託料の支払と受取(取引高の相殺消去) キ利息の支払と受取(取引高の相殺消去)					
	4 連結対象団体会計に関する債務負担行為について、一般会計等の全体対照表において損失補償等引当金を計上している場合は、全体財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象会計の債務として全体貸借対照表に計上されているため、損失補償等引当金を消去しているか。	連83項				
	5 全体貸借対照表の注記欄には、債務負担行為に関する情報を注記することになっているが、連結対象会計に関する債務負担行為は、全体財務書類では債務負担行為の対象となっている連結対象会計の債務として全体貸借対照表に計上されているため、注記情報から除いているか。	連84項				
6 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」98段落において、「市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合、実質価額と取得価額との差額を両者の差額が生じた会計年度に臨時損失(投資損失引当金繰入額)として計上し、両者の差額を貸借対照表の投資損失引当金に計上」することとされているが、全体財務書類では連結対象会計の損失が計上されているため、全体財務書類を作成する場合には、投資損失引当金繰入額及び投資損失引当金をそれぞれ消去しているか。	連85項					
注記	下記の事項を注記しているか。なお、それぞれの事項について連結対象団体(会計)ごとに異なる場合には、連結対象会計ごとに記載する必要がある。	連45項				
	1 重要な会計方針	連45項				
	①有形固定資産等の評価基準及び評価方法					
	②有価証券等の評価基準及び評価方法					
	③有形固定資産等の減価償却の方法					
	④引当金の計上基準及び算定方法					
	⑤リース取引の処理方法					
	⑥全体資金収支計算書における資金の範囲					
	⑦採用した消費税等の会計処理					
	⑧連結対象会計の決算日が一般会計等と異なる場合は、当該決算日及び連結のため当該連結対象会計について特に行った処理の概要					
⑨その他全体財務書類作成のための基本となる重要な事項						
2 重要な会計方針の変更等	連46項					
①会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容						
②表示方法を変更した場合には、その旨						
③全体資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が全体資金収支計算書に与えている影響の内容						
3 重要な後発事象	連47項					

項目		マニュアル等の該当箇所	正	否	該当なし	備考
4	偶発債務	連48項				
	①保証債務及び損失補償債務負担の状況(総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳(貸借対照表計上額及び未計上額))					
	②係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの					
	③その他主要な偶発債務					
5	全般的な追加情報	連49項				
	①連結対象会計の一覧、連結の方法及び連結対象と判断した理由					
	②出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨(根拠条文を含む)及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、出納整理期間が異なる連結対象会計がある場合は当該会計の一覧と修正の仕方					
	③表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨					
	④その他全体財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項					
6	全体貸借対照表に係る追加情報	連50項				
	①減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額					
7	全体資金収支計算書に係る追加情報	連50項				
	①前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高について、全体資金収支計算書の欄外に記載する。					
II、財務書類・附属明細書の相互間の金額の照合						
		照合元	照合先			
全体財務書類本表	1	全体貸借対照表の「資産合計」	全体貸借対照表の「負債及び純資産合計」	作20～21段落 作82段落		
	2	全体貸借対照表の「現金預金」残高	全体資金収支計算書の「本年度末現金預金残高」	作20～21段落 作219段落		
		(以下、一般会計等財務書類と同様)	(以下、一般会計等財務書類と同様)			
全体附属明細書	1	「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「D 本年度末残高」	全体貸借対照表の各科目の残高			
	2	「1(1)①有形固定資産の明細」の各科目の「E 本年度末減価償却累計額」	全体貸借対照表の各科目の減価償却累計額残高			
		(以下、一般会計等財務書類と同様)	(以下、一般会計等財務書類と同様)			